

## 社会福祉法人愛育会 役員等報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛育会定款（以下「定款」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員（以下「役員等とする。」）の報酬等について定める。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員等に対して、報酬は支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委託を受け、下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

#### (1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

役員等の居所	支給額
倉敷市内	2,000円
その他	3,000円

#### (2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

監事の居所	支給額
倉敷市内	2,000円
その他	3,000円

### (改 廃)

第4条 この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。